

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、平成29年度及び平成30年度において、上ノ国町が発注する工事又は製造の請負、測量及び設計等、物件の買入れ並びにその他の契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」という）に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について、次のとおり定める。

平成28年11月16日

上ノ国町長 工藤 昇

第1 資格

1. 競争入札等参加資格審査の申請ができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者又は同令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 次に掲げる税を滞納している者
 - ① 「法人税」、「消費税及び地方消費税」
 - ② 都道府県税
 - ③ 町税

2. 申請書の提出方法

受付期間 (土曜、日曜及び 祝日は除く)	① 定期の申請をするもの 平成29年1月23日（月）から平成29年2月28日（火） 必着 ② 随時の申請をするもの 平成29年4月3日（月）から平成31年3月29日（金） ※ いずれも郵送での申請も可能とする。 ※ 建設工事の定期申請をした者は格付等級の対象とするが、随時申請をした者は格付等級の対象としません。
受付時間	[午前] 9時00分～11時45分 [午後] 1時00分～5時00分
受付場所 (送付先)	〒049-0698 桧山郡上ノ国町字大留100番地 上ノ国町役場 施設課財産管理グループ

申請書の受理 及び資格の登録	受付時に申請内容の審査を行い、「受理票兼登録予定通知書」の交付をもって資格登録の通知とする。 ※登録確定後において、「受理票兼登録予定通知書」以外に改めて登録した旨の通知は行なわない。
-------------------	---

【申請書類の提出部数】 1部

【申請書類】別紙「競争入札参加資格審査申請提出書類一覧表」のとおりとする。

- 納税証明書（電子納税証明書も可）、商業登記簿謄本、代表者身分証明書、住民票抄本は、申請受付日から3ヶ月以内のものとする。
- 納税証明書、商業登記簿謄本、代表者身分証明書、住民票抄本、許可等の証明書は写しでも可とする。
- 合併、営業譲渡などの場合、資格確認のためその他の書類提出を求める場合がある。

3. 契約の種類により必要とする資格及びその他の要件

※ 資格審査の基準日は、平成29年1月1日とする。

(1) 建設工事の請負契約

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、審査基準日において当該許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
なお、本社から支店等に権限を委任する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。
- ② それぞれの資格に対応する建設業の許可について建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行なう総合評定値の通知を受けており、登録申請する工種に関する完成工事高があり、かつ、その総合評定値通知書の審査基準日が平成27年9月2日以降の日であること。
- ③ 浄化槽工事に係る契約についての資格要件
 - ・ 審査基準日において浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく登録を受けている又は同法第33条第3項の届け出をしていること。
 - ・ 審査基準日において浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

(2) 測量、設計、調査及び技術資料の作成に係る契約

- ① 登録申請する工種について、審査基準日以前に2年以上当該事業を営んでいること。
- ② 審査基準日より前2年間における事業高（営業実績）があること。
- ③ 営業に関する許可、免許または登録を必要とする場合は、当該営業所に関する許可、免許または登録を取得していること。

(3) 物品の購入、物品の賃貸借、役務の提供その他の契約

- ① 審査基準日以前に2年以上の営業期間があること。
- ② 審査基準日より前2年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）があること。
- ③ 営業に関する許可、免許または登録を必要とする場合は、当該営業所に関する許可、免許または登録を取得していること。

4. 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成29年度及び平成30年度とする。ただし、共同企業体については原則として単年度とする。

第2 資格審査

1. 格付等級について

町内に本店を置く建設工事請負契約の申請者に対し「土木工事」「建築工事」の2業種について格付を行なう。

2. 登録者名簿・格付等級の公表について

上ノ国町役場 閲覧コーナーにおいて、平成29年4月上旬から公表する。

第3 資格の消滅

競争入札等参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札等参加の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (3) その他第1の1及び3に定める要件を欠くに至ったとき。